

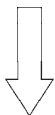
Q11 就農支援資金を借りるにはどうしたらよいですか？ ……

就農支援資金を利用するためには、認定就農者となる必要があります。

一定の期間、研修を受けて就農地が決まるなど就農が確実となった段階で就農計画を作成し、栃木県知事に申請します。

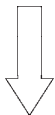
認定までの流れ

就農計画の作成



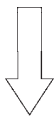
■就農に必要な農業技術等の習得、就農時における農業経営の目標等の位置付けについて、自らの将来の農業経営を記載します。

申請



■町、農業振興事務所等を経由して、県経営技術課に提出されます。

就農計画の認定



■就農計画が栃木県知事の承認を受けると、「認定就農者」となります。

認定就農者

●就農計画の認定が受けられる人

青年は年齢が18歳以上40歳未満・中高年齢者は40歳以上55歳未満（但し知事特認は65歳未満）で、将来栃木県で就農を希望する人（既に就農している人は対象になりません）

- 農家、非農家、男女を問いません。
- 今後1年以上（中高年齢者は半年）農業の実践教育や国内外研修を受けようとする人、または受けた経験がある人。

